

介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直しを行っています。平成19年度は改定して2年目ですので、各所得段階の保険料は昨年度と同様です。〈表1〉

ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、税制改正の影響により大幅に所得段階が移行した方に対しては、急激な負担増を緩和するため、平成18年度から3年間にわたり段階的に引き上げています。この特例の適用を受ける方については〈表2〉のように保険料が改定されます。

※平成19年度介護保険料決定通知書を7月中旬に送付しますので、ご確認ください。

【表1】

段階	対象者	年間保険料(円)	算定方法
第1	生活保護又は老齢福祉年金の受給者(住民税世帯非課税)	24,300	月額4,050円×12ヶ月×0.5
第2	住民税世帯非課税で年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	30,300	月額4,050円×12ヶ月×0.625
第3	住民税世帯非課税で第2段階以外	36,400	月額4,050円×12ヶ月×0.75
第4	本人が住民税非課税	48,600	月額4,050円×12ヶ月×1.0
第5	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	60,700	月額4,050円×12ヶ月×1.25
第6	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上～400万円未満	72,900	月額4,050円×12ヶ月×1.5
第7	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上	85,000	月額4,050円×12ヶ月×1.75

問合せ：税務課税制係 ☎④8712

【表2】

所得段階の移行状況	介護保険料(年額)		
税制改正前の段階 → 本年度の段階	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1段階 → 第4段階	32,300円	40,400円	48,600円
第2段階 → 第4段階	36,400円	42,500円	
第3段階 → 第4段階	40,400円	44,500円	
第1段階 → 第5段階	36,400円	48,600円	60,700円
第2段階 → 第5段階	40,400円	50,500円	
第3段階 → 第5段階	44,500円	52,600円	
第4段階 → 第5段階	52,600円	56,600円	

※「税制改正前の段階」とは、前年の所得に基づいて、税制改正の影響がなかった場合に適用される所得段階で、「本年度の段階」とは、税制改正後の税制に基づき本年度に適用される所得段階のことです。

家屋調査にご協力を

●新築・増築された方へ

家屋を新築・増築されると、固定資産税(都市計画税)及び不動産取得税算出の基準となる固定資産評価のため、家屋調査をさせていただきます。家屋調査は、該当する建物(外部及び内部)の仕上げが完成した時点でを行います。

建築途中の家屋は、税務課担当職員が巡回して、完成時期・進捗状況を確認し、家屋調査のお願いをしていますが、完成時に建築主(所有者)の方からご連絡をいただければ幸いです。

なお、連絡がないまま放置されますと、遡及課税の要因となりますのでご協力をお願いします。

●ご用意いただきたい書類

建築確認申請書(副本)

●取り壊された方へ

固定資産税(都市計画税)は1月1日現在に存在する家屋に課税されますので、家屋を取り壊されたときは速やかにご連絡ください。

連絡先：税務課資産税係 ☎④8713

平成19年度 固定資産税第2期分・国民健康保険税及び介護保険料(普通徴収)第1期分の

納期限は **7月31日(火)** です。

納期内完納にご協力をお願いします。

問合せ：税務課(☎④8712)

8月13日(月)・14日(火)・15日(水)

夏祭りイベント開催

木工教室のご案内

日時：8月13日(月) AM10:00～PM 5:00

ご予約受付中(先着30組様)

■詳しい内容等につきましてはお問い合わせ下さい。
アイフルホーム 加西店
 TEL.0790-43-0711
 〒675-2311 兵庫県加西市北条町横尾314-1
 担当/秋武(あきたけ)

